

委 託 契 約 書 (案)

- 1 業務の名称 令和8年度展示施設広報機能強化・多言語化事業委託業務
- 2 履行期間 契約締結の日から令和 年 月 日まで
- 3 委託金額 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金 円)
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約保証金 円
(沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第101条第2項各号に該当する場合は免除)

上記委託業務について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

（委託業務の遂行）

第1条 乙は、甲の指示に従い、この契約書及び別に定める「令和8年度展示施設広報機能強化・多言語化事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づいて委託業務を実施しなければならない。

（実施計画書）

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結後すみやかに甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

- （1）業務の内容及び実施方法
- （2）業務の工程表
- （3）担当者の業務割当表

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

（計画変更の承認）

第3条 乙は仕様書等に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、あらかじめ様式第1号による申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

- （1）変更に係る内容が軽微なものである場合
- （2）経費各配分額の20パーセント以内の流用増減の場合
- （3）天変地異その他やむを得ない事由により、委託した業務を変更しなければならない場合

2 乙は、委託業務を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第2号）を甲に提出し、承認を受けること。

3 甲は、前2項に定める事項の承認をするときは、条件を付すことができる。

（委託業務完了報告書等の提出及び業務完了検査）

第4条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務内容の詳細をまとめた委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）に、委託業務内容実施のために支出した経費の根拠となる契約書及び支払いを証する証票を添付して提出し、甲の検査及び確認を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、速やかに自己の負担において当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 業務の完了は、前2項の規定による検査または再検査に合格したときとする。

（委託料の額の確定）

第5条 甲は、前条の規定により実施した検査の結果が、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払すべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第6条 甲は、委託事業の処理に対して、次の各号の規定に応じた金額を、乙の請求に基づき支払うものとする。

- (1) 甲は、契約締結後、必要があると認めたときは、委託料の9割を上限として、委託期間の中途において委託業務の実施に要する経費として支払うこと（以下「概算払」という。）ができる。
 - (2) 委託業務完了に伴う報告書の提出があり、甲の検査に合格した後、精算額の残額を支払う。
 - (3) 精算額が契約金額に満たないときには、その精算額をもって契約金額とする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書（様式第3号）を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。
ただし、甲が仕様書で示した「承認手続きの例外」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。
これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第8条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(著作権等の帰属)

第9条 委託業務に基づき乙が甲のために作成した成果物及び役務の提供の結果、

発生したすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、本件業務事前に乙が既に保有するものを除き、すべて甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。

- 2 乙は、成果物に対する著作権人格権の権利を行使しないことを合意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外のものであるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置を取るものとする。

（著作権の使用）

第 10 条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、乙がその責任において利用許諾を得て使用料を支払う等の必要な手続きをとる等、その使用に関して責任を負うものとする。

（委託業務の調査等）

- 第 11 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。
- 2 甲は、前項の規定による報告の結果、必要があると認めるときは、乙に対して適当な措置をとるべきことを指示することができる。

（委託業務の変更、中止等）

第 12 条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、履行期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙事前に協議するものとする。

（損害の負担）

第 13 条 委託業務の処理に当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙が負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（履行遅滞の場合における損害金）

- 第 14 条 乙の責に帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合は、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料につき、遅延日数に応じ、契約金額に年 3 % の割合で計算した額とする。
 - 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第 6 条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙等は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3 % の割合で計算した遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（契約の解除及び違約金）

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を

直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して委託料その他これまでに履行された委託業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

- (1) 乙が、天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、委託料の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。
- 3 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。その賠償額は、委託料の100分の10に相当する額とする。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第18条 甲は、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、履行の追完又は代金の減額を請求することができる。
- 2 甲は、前項の請求に代えて、又は前項の請求とともに、契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 第1項及び前項の規定による請求は、第5条に規定する委託業務が完了した日から1年以内に行わなければならない。甲は乙の責めに帰すべき契約の内容に適合しないものの修補を求めることができる。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第19条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 20 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前 2 項の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(費用の負担)

第 21 条 この委託業務契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(甲による契約の公表)

第 22 条 乙は、本契約の名称、概要、委託金額、乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第 23 条 本契約において、契約期間中途において消費税率等の率が改定された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(暴力団等の排除)

第 24 条 乙は、この契約を進めていくにあたり、別記「暴力団等排除特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第 25 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(様式第 1 号)

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
企業(団体)名
代表者(職氏名)

令和 8 年度展示施設広報機能強化・多言語化事業委託業務
計画変更等承認申請書

令和 年 月 日付で締結した令和 8 年度展示施設広報機能強化・多言語化事業
委託業務契約書第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり計画変更を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が委託業務に及ぼす影響
- 4 変更後の委託業務に要する経費（新旧対比）
- 5 同上の算出基礎

(様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
企業(団体)名
代表者(職氏名)

令和8年度展示施設広報機能強化・多言語化事業委託業務
中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付で締結した令和8年度展示施設広報機能強化・多言語化事業委託業務契約書第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり中止(廃止)を申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間(廃止の時期)

(様式第3号)

再委託承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事あて

住所
企業(団体)名
代表者(職氏名)

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契 約 件 名	
契 約 金 額	円
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
履 行 期 限	令和 年 月 日
再委託を予定 す る 業 務	
再委託予定額	円
再 委 託 先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)
再委託予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の必要性	
再委託先選定理由	
再 委 託 先 の 適 格 性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 ☐ あり ☐ なし 期間内の適正な業務履行の確保 ☐ 可 ☐ 不可 指名停止措置を受けている者 ☐ 非該当 ☐ 該当 本件契約の競争入札参加者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団員に該当する者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団と密接な関係を有する者 ☐ 非該当 ☐ 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえレを記入すること

特記事項

【個人情報の取扱い】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録され

た資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者(沖縄県)、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。

別記参考様式 1（第 4 の 3（別記特記事項第 4 及び第 5）関係）

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

令和 8 年度展示施設広報機能強化・多言語化事業委託業務に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

別記参考様式2（第4の3（別記特記事項第4及び第5）関係）

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

令和8年度展示施設広報機能強化・多言語化事業委託業務に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しました（します）ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	（所属・役職）	（氏名）
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	（具体的に記入すること）

※作業場所及び保管場所の変更にあたっては、あらかじめ報告すること。

特記事項

【暴力団等の排除】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請負契約等に関する契約解除）

第2条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第3条 甲は、第1条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、

甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第4条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。